

事業者各位

PCBに汚染された古い電気機器等の所有・保管の有無の確認の実施等に関するアンケート調査へのご協力をお願い

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は人工的に作られた油状の化学物質で、古い電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、塗膜などに利用されている可能性があります。これらは有害性が確認されたことから、2001年（平成13年）に「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、処分期間末（令和9年3月末）までに処分することが義務付けられています。

処分期間末まで2年数か月と迫る中、処理を促進するため、松山市のご協力を得て、平成6年以前に開設された事業所等を対象に 1993年（平成5年）以前に製造された古い電気機器等の所有・保管の有無の確認の実施状況や PCB含有電気機器等の処分状況等を調査しています。

標記調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただけますようお願い致します。

※低濃度 PCB 廃棄物については環境省 HP (<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>) を参照ください。

※低濃度 PCB 含有機器の確認にあたっては「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」 (http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/about/pdf/pdf_basics.pdf) を活用ください。

回答方法

- 右記の QR コード又は URL にて表示される回答フォームに入力のうえ、令和7年1月31日までに
ご回答をお願い致します。

【URL】 <https://d1537108.form.kintoneapp.com/public/wmfpcbsurvey>

※回答フォームおよびご入力いただいた情報（データ）は、SSL 通信による暗号化により情報漏洩・改ざんなどを防止しています。



- 各事業所等（本社、支社、支店、工場、ビル、倉庫、研究所、店舗、その他施設等）におけるご状況（令和6年11月末時点）について、事業所等ごとにご回答ください。 【QR コード】

（調査結果の取扱いについて）

- ・ 標記調査は（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が環境省から業務を受託し、松山市のご協力を得て行います。
- ・ ご回答いただいた内容は松山市と共有するほか、PCB 廃棄物の適正処理を目的とする事業にのみ使用します。
- ・ 調査結果の集計にあたっては、企業・事業所名や所在地等を削除するなど回答者が特定されないよう加工するほか、個人情報の取り扱いに十分に注意します。

標記調査に関するお問い合わせ先

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団『低濃度 PCB 含有機器の実態調査』事務局 担当：森川

【電話番号】 044-952-7088（平日 10～17 時 ※12～13 時を除く）

以上